

会 議 名	令和4年度 第1回港区児童福祉審議会	
開 催 日 時	令和4年5月27日（金）午後6時30分から午後7時30分まで	
開 催 場 所	港区子ども家庭総合支援センター2階会議室	
委 員	（出席者）岡尾委員、岡田委員、小橋委員、白川委員、武田委員、種谷委員、福島委員、福田委員、松原委員、三浦委員、村上委員、横堀委員 （欠席者）なし	
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 児童相談所長 子ども家庭支援部保育政策課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 児童相談所児童相談課長 児童相談所相談援助担当課長	中島 博子 田崎 みどり 菊池 太佑 木下 典子 安達 佳子 中島 由美子 菅原 正興
事 務 局	子ども家庭支援部子ども家庭課長	白井 隆司
傍 聴 者	2名	
会 議 次 第	<開会> 1 令和3年度の各部会の開催状況について 2 令和3年度の港区児童相談所の運営状況について 3 その他 <閉会>	
配 付 資 料	令和4年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿 資料1 令和3年度保育部会の開催状況について 資料2 令和3年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について 資料3 令和3年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について 資料4 令和3年度港区児童相談所の運営状況報告について 資料5 港区児童福祉審議会条例 資料6 港区児童福祉審議会条例施行規則 資料7 港区児童福祉審議会部会設置要綱	
会議の結果及び主要な発言		
委員長	それでは、定刻になりましたので、「令和4年度第1回港区児童福祉審議会」を開会いたします。 始めに新しい委員もおられるので事務局から委員と事務局の紹介をお願いいたします。	
事務局	子ども家庭課長の白井です。「令和4年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係者部課長名簿」をお手元にご用意ください。まず、部会長の変更をご報告します。里親・子どもの権利擁護部会の奥田晃久部会長退任に伴い、横堀昌子委員が里親・子どもの権利擁護部会の部会長として指名されました。あわせて今年度から新たに委員になられた方が、2名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。 明治学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師の武田玲子委員です。次に、東京	

都済生会中央病院附属乳児院院長の岡尾良一委員です。
お二人とも里親・子どもの権利擁護部会に指名されました。よろしくお願いたします。事務局職員も2名、職員が代わりましたので、ご紹介いたします。保育政策課長の菊池でございます。児童相談課長の中島でございます。
他の委員、事務局職員に変更はございません。ご確認をお願い致します。委員と事務局職員の紹介は以上です。

委員長

ありがとうございました。委員の方、事務局の方、よろしくお願いたします。今日の出席状況と資料確認、流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の出席状況、資料確認、本日の流れについてご説明をいたします。
本日欠席者はおりません。定足数である過半数は確認できていますので、本審議会は成立しております。なお、横堀委員、小橋委員、白川委員は、日程の都合上オンラインでの参加となります。前方のスクリーンでご確認いただければと思います。

次に、資料の確認をいたします。

事前送付させていただいた次第及び資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7でご説明をいたします。お手元に資料がない場合は、事務局までお知らせください。

次に、本日の流れでございます。本日は、令和3年度の各部会の開催状況について、各部会の部会長よりご説明をいただきます。そして、事務局より令和3年度の児童相談所の運営状況を報告いたします。

開催に当たり、当審議会の議事録を作成するため、録音をしておりますので、ご了承願います。発言される際は、事務局職員からマイクをお渡しいたしますので、マイクを使用して発言していただくようお願いいたします。オンラインで参加されております委員はご発言される際はマイクをONにしてからお話してください。本日の出席状況、資料の確認、本日の流れは以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。

資料の過不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

委員一同

(過不足なし)

委員長

今日は議題として、報告事項2件いただいております。終了時刻は、午後8時を予定しております。なるべくオーバーしないようにしたいと思います。

およそ8時を目途にして進めていきたいと思っております。まず報告事項の1「令和3年度各部会の開催状況について」保育部会岡田委員、ご説明をお願いします。

岡田委員

保育部会、部会長の岡田でございます。「令和3年度保育部会の開催状況について」報告させていただきます。資料1をご覧ください。

保育部会の所掌事項は、項番1の通り、保育所の設置認可に関する事項等でございます。項番2が開催状況でございます。令和3年度は、4回開催いたしました。

保育所の整備着手前に、その計画の認可基準の適合状況を確認する計画承認が2件、そして開園前に再度認可基準への適合状況を確認する設置認可が3件でございました。

保育部会では、事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析等の報告を受けまして、子どもたちが使いやすい設計になっているか、財務状況は大丈夫かなど、部会で審議を行った結果、すべての案件について適当であると答申いたしました。

この1年間を振り返りまして、部会の所掌事項の中に、例えば児童福祉施設ですとか、認可外保育施設あるいは幼保連携型認定子ども園等の停止命令とか閉鎖命令に関する事項もあったのですが、おかげさまで停止に関する事項は今回ございませんでした。検討も保育所の新たな設置ということで、港区の子どもたちのために新しい保育所ができるということ、大変私もうれしく思っております。私がこの2年間、コロナ状況の中で大学行けない時に、実は私の散歩コースでこの白金高輪ナーサリーですとか、高輪夢保育園ですとか、それからミアヘルサ保育園ひびき白金高輪、ちょうどその近く、あるいはその前を通ったりして、子どもの施設が必要なんだということを直に感じました。

それから芝浦2丁目というのは、私の故郷で、高校まで芝浦2丁目で育ったものですから、ほとんどが馴染みのある施設でそういったところに新しい保育室ができたというのは大変嬉しいことでございます。

港区はやはり他の地域に比べると本当に子どもが多い。昼間歩いていてもいろいろな保育所の子どもたちが散歩している様子に出くわすことができ、これからも保育所の新たな施設というのが必要になるかと思えます。

種谷委員、村上委員からも一言お願いいたします。

種谷委員

建築士の種谷でございます。よろしく申し上げます。

図面、保育所の認可に関する審議を通じまして、感じましたことはやはり港区は、地価が大変高かったり、敷地が狭いところが多いものですから、大変各事業者さんが苦勞されているな、というふうに感じております。その中で工夫され、ご苦勞しながらもうまく運営されているなと感じております。以上です。

村上委員

常磐短期大学幼児教育保育学科の村上八千世と申します。専門は発達心理学です。

令和3年度に4回審議をさせていただきまして、幸いにも、不適切な案件はありませんでしたのでほっとしているところです。微力ではございますけれども、勉強させていただきながら、続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岡田委員

令和3年度保育部会の開催状況は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。続けてご報告をお願いしていきたいと思えます。

次は里親・子どもの権利擁護部会になります。横堀委員お願いいたします。

里親・子どもの権利擁護部会の今年度の部会長をさせていただくことになりました青山学院大学の横堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

「令和3年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について」報告をさせていただきます。資料の2をご覧ください。里親・子どもの権利擁護部会の所掌事項は、項番1の通り、里親の認定に関する事項などでございます。

項番2の開催状況についてです。令和3年度は、奥田晃久部会長のもとに、部会を8回開催いたしました。里親の認定に関する事項は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が2件、養子縁組を目的として、子どもを養育する養子縁組里親が2件の合計4件でございました。それぞれの申請者からは、受託に対する動機や委託児童の養育についての考え方等について確認し、そして部会で審議を行った結果、すべての案件について、適当であるという審議結果となりました。里親の登録の更新は報告案件ですが、里親の住居の環境や、現在の状況等を確認するとともに、更新12件、内容変更1件、認定取り消し2件の報告を受けました。児童またはその保護者の意向が、児童相談所の措置と一致しない場合における当該措置に関する事項につきましては、審議事項が4件、報告事項が5件ございました。保護者や子どもの意向、子どもの心身の状態、これまで児童相談所がどのように関わってきたのかなどを確認し、審議事項はいずれも児童相談所の援助方針が適当であると答申いたしました。

港区内の施設におきましては、被措置児童等虐待の届出、通告の受理はありませんでした。

また、児童相談所の一時保護の状況、子どもの意見表明権の保障として、アドボケイトによる意見聴取の結果報告を受けました。食事や日中の過ごし方、職員の対応など、設置初年度の一時保護所の日々の営みの中で、子どもたちの意見を尊重した業務が児童相談所によって行われているかを確認・協議いたしました。先ほども申しましたように、昨年度は奥田部会長でございましたので、私は委員としてこの審議等に参加をさせていただきました。そのような立場から、若干の感想を述べさせていただきたいと思います。

部会では、児童相談所設置年度の新しい取り組みの中で、特に里親制度に関する取り組みの内容、また、一時保護所を開始して子どもたちを迎え入れ、コロナ禍の中、保護児童の日常生活支援、一時保護段階から次につながる支援をどうしていくか模索を日々重ねている具体的内容を、報告として伺って参りました。

新しいチャレンジであったと思いますが、それぞれ家庭の課題状況を背景としてもつお子さんの意向を聞くアドボケイトの取り組みからは、丁寧に思いを聞き、対話を重ねながら、子どもの権利保障や、子どものその時々々の最善の利益を検討する姿に触れさせていただきました。随時、一時保護所の状況も報告をいただきましたが、区児相としての強みを生かしながら、これからもお子さんやご家庭に対応し、支えていくことに関して、部会で一緒に検討させていただいたことの意味は、大変深かったと思います。今後も、区児相ならではの特性と強みを活かしながら、それぞれの子どもや家庭に丁寧に関わることのできる実践やケースワークのあり方をともに考えて参りたいと考えます。

里親制度に関わる部分では、それぞれの申請家庭につき、委員の皆様方と丁寧な議論をくり広げることができました。里親を増やしていく点は児童相談所設置か

ら2年目になる今年も、まだまだこれからチャレンジが続いていくと思います。フォスタリング機関として入っている二葉乳児院の職員の方たち、その他の関係機関の方々とも協働されながら、港区児相としての創意工夫を重ねた里親制度の運用・活用について今年度もともに検討していくことになると思います。私自身もこの設置年度の1年間ともに審議をさせていただきまして、気づかされること、考えさせられることの多い経験をいただきました。微力ですが、今年度は部会長としてお世話になります。引き続きよろしくお願いいたします。では、本日ご出席の部会の委員の皆様方からも一言ずつお願いしたいと思います。順番は、岡尾委員、武田委員、福島委員、三浦委員の順にお願いします。なお岡尾委員、武田委員は、今年度委員になられていますが、すでに4、5月の部会を2回経験されていますので、そのようなお立場から、可能なご発言をいただけたらと思います。それでは岡尾委員、よろしくお願いいたします。

岡尾委員

済生会乳児院の岡尾と申します。令和4年度、2回ほど会議がございました。当院乳児院ということで、関係しますところでお話させていただくと、里親事業、一時保護関連のところを、乳児院の方は役割を担っております。令和3年度の傾向ですけれども、一時保護がやはり、今、増えているということで、これは新しく区児相と家庭支援センターの連携ができた形ということで、早期の介入ができているのでは、というところがございます。

ショートステイについて、昨年度から、2名定員で運営しておりまして、実績としましては24家族、延べで161日を受入れております。

受け入れの要因としましては、レスパイトとお仕事で約8割という状況です。よろしくお願いいたします。

横堀委員

ありがとうございました。

では武田委員、よろしくお願いいたします。

武田委員

今年度から委員になりました。明治学院大学の非常勤講師をしております武田と申します。よろしくお願いいたします。今年度2回議論させていただき、一時保護に関しては、特にアドボケイトに非常に熱心に取り組んでいる、という状況がわかりまして、今後も引き続きお願いしたいなと感じております。これからも審議があると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

横堀委員

ありがとうございました。それでは福島委員、よろしくお願いいたします。

福島委員

福島です。よろしくお願いいたします。

港区の特性なのか親御さんの資産や社会的な状況について配慮が必要な場面がありました。また、よりグローバルな視点で見ると国籍とか言語とか人種とか文化とか、いろいろなバックボーンを持った方がたくさん手を挙げてくださっているものですから、そういうことも含めて考えていく必要があります。なかなかやりがいがあると思っています。

いずれどこかで皆さん順番に天に召されますので、そうすると国際相続が生じ、

そのとき子どもたち大変じゃないかな、ということまで、思いをはせながらやっています。今年1年またよろしく願いいたします。

三浦委員

高輪で小児科を開業しています三浦と申します。

この1年部会に参加させていただいて、その保護にいたる親子の問題のベースに発達障害のあることも少なくありませんでした。その経験を踏まえて、少しでもより良い方向に進めていければと思います。

よろしく願いいたします。

横堀委員

ありがとうございました。私からも最後一言お伝えしたいと思います。今、細かなところをいくつか指摘いただきました。このように、具体的な課題とともに検討することで、一時保護所の運営や、様々な児童家庭福祉の取り組みを進めていく上で何が必要なのか、質的に議論できる部会でありたいと考えております。里親制度の活用につきましても、社会的養護を必要としているお子さんの理解を持った里親さんを育てていくことが、申請者に対する認定の可否のみならず重要なことだと考えておりますので、そのあたりもまた質的な議論を続けていきたいと思っております。同時に、いろいろなサービスを必要とするお子さんへの理解を区民の方々にも深めていただくことが大事だと思いますので、部会での議論を今後とも心して展開して参りたいと思っております。ありがとうございました。

以上で、令和3年度の里親・子どもの権利擁護部会の開催状況と部会の報告を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。それでは次に「令和3年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について」ここは私が部会長で、私から、資料の3を使ってご説明をいたします。所掌事項は書いてある通りで、児童虐待事例の中で、死亡事例等、あるいは心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析しまして、その分析に基づいて、児童虐待の予防、早期発見、その調査研究、検証を行うために設置されているのが、この部会になります。開催状況は、令和3年度は2回でした。対象事例が発生していないために、検証は実施しておりません。そのため、開催した2回は検証事例の基準等を定めるという議論をしました。

項番3が基本的な考え方です。虐待による死亡事例及び生命の危機がある重篤事例について、事実の把握を行い、児童の視点に立って、発生原因の分析を行い、再発防止策を検討します。(2)のところで、検証実施の基準を○と△と×に表して掲げております。部会で検証の要否決定をするということで、まずは、○は即時検証、△は部会で検証の要否を決定するための議論をする。×は検証対象外というふうにいたします。資料3の裏面に、詳細な表を載せておりますので、ご覧いただければと思います。検証の進め方は記載の通り、部会はヒアリング等を関係機関等に実施して、区に報告をすることになっております。

この部会の報告を公表するということになります。今後、この方針に基づいて部会を運営して参ります。資料3を見ていただければわかるように開催回数は、2回というふうに示しておりますが、事案がない場合、あるいは、検証すべき事案が

出てきたときには2回にこだわらず行っていきます。昨年度そうでありましたように、今年度、来年度以降も、検証がないことを願っています。それではこの部会の皆さんから感想を一言いただきたいと思います。

福田委員、小橋委員、白川委員の順にお話いただきたいと思います。福田委員お願いします。

福田委員

東京弁護士会所属の弁護士で福田笑美と申します。よろしくお願いたします。私は長く都児相の非常勤弁護士を勤めているのですが、昨年度から、港区の児童福祉審議会、児童虐待死亡事例等検証部会に参加いたしまして、改めて他の自治体の検証結果報告書に目を通すことにいたしました。

その結果やっぱり感じたことは、児童相談所は虐待対応だけを一生懸命やっていればその虐待が防げるかというそうではなくて、結構本当に生まれてすぐの乳児の死亡事例が多いと気づきました。やはり、虐待対応だけじゃなくて特定妊婦の支援といいますか、虐待死を未然に防ぐための早期の介入支援が、自治体の責任としてとても重要なんだなということ、今改めて感じております。新たな気づきを与えてくださることになった、こういう機会を与えてくださったことに本当に感謝しております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございます。

小橋委員よろしくお願いたします。

小橋委員

鴨川市立国保病院の小橋と申します。よろしくお願いたします。

昨年度までは松戸市立総合医療センターの小児科の方に勤務しておりましたが、この4月より移動しております。松戸にいる時から実際に小児の現場で三次医療を行う救急病院にいましたので、お子さんの死亡に立ち会う機会もかなりありました。お子さんたちの死を二度と繰り返さないように、お子さんたちの死を次の死を防ぐためにどうやってつなげていくのか、臨床の中で私も活動をしてきました。今回このような虐待の死亡事例等検証部会に加えていただきまして、実際にこういった事例が起こらないことが、一番いいわけですが、もし起こってしまった場合に、再発防止等の視点で次につなげていける検証をお手伝いできたらな、というふうに思っております。

委員長

ありがとうございました。それでは白川委員お願いします。

白川委員

本日はオンラインでの参加になりまして申し訳ございません。

共立女子大学の家政学部に勤めております白川佳子と申します。

今回、港区の児童虐待待死亡事例等検討部会で、港区の検証実施基準を、一から事務局の皆さんと作ることができ、丁寧に議論することができたことを非常に嬉しく思っております。

その中で、検証ヒアリングをする際に、ヒアリングをする対象の方へ配慮しながらしていきたいことなど、港区では丁寧に議論することができたことが非常に良かったなと思っております。

	<p>幸いなことに、今回対象事例はまだ発生していませんが、万が一、対象事例が発生したときには、そのようなことをもう一度振り返りながら、丁寧に関わっていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>実際にそれぞれの先生のご経験の中からはいろいろ提案をしていただいて、真摯に議論ができた2回、令和3年度であったと思います。それでは3つの部会の報告をしていただきました。各部会についてご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
A委員	<p>里親・子どもの権利擁護部会からの報告の、港区の子どもアドボケイトに関しての実施状況を差し支えない範囲で教えていただければと思います。</p>
児童相談課長	<p>この後の港区の児童相談所の運営状況の中で触れる予定にしていた内容ですが、先にご報告させていただきます。アドボケイトは、一時保護所のお子さんと、施設入所の児童を対象に行っています。部会の中で報告させていただいたものは主に一時保護所で行われているものについてです。</p> <p>令和3年度は、月1回ということですが、コロナの影響がありまして9回の実施となりました。令和4年度は回数を増やし毎週火曜日に行っております。児童が面接をしていたり、通学しており不在ということもありますので、その場合はそちらを優先するので、1回について3、4人が実施をしております。聞く内容は、例えば、保護となり入所の際に、きちんと職員から説明があったか、一時保護所の生活の中で、自分たちの話を聞いてくれているか、保護所を出た後のことについても一緒に考えることができているか、ということについて児童がどう感じているかということ、聞いております。</p> <p>ほとんどの児童が一時保護についての説明をきちんと受けていると答え、職員が自分たちの話を聞いてくれていると述べていました。また一時保護所の職員は、アドボケイトが実施された後、アドボケイトからすぐ振り返りの報告を受けております。児童福祉司や児童心理司も一緒に話を聞いておりケースワークや児童との関わりの中でそれを生かしていくというような仕組みで取り組んでいるところ です。</p>
A委員	<p>ありがとうございます。聴取する方は、どういった方がされているんですか。</p>
児童相談課長	<p>アドボケイトは委託をしています。4名いらっしやって、大体そのうちの1名ないし2名の方が来てくださっています。保育士や、社会福祉士等の資格を持った方です。</p>
A委員	<p>ありがとうございました。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょう。</p>
B委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>いろいろなご報告を伺い、ありがとうございました。</p> <p>私から1点、お尋ねしたいのは、児童虐待死亡事例等検証部会の皆様の検討の結</p>

果であります。港区の検証実施基準の表についてです。他の自治体や東京都などがすでに運用している基準を参考にされながら議論をされ、港区として作られた基準であろうと受けとめております。

特にこの辺りに留意をした、ポイントとして盛り込んだ点などがございましたら、ぜひこの機会にお教えいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員長

はい。検証実施基準に漏れがないようにする。どれだけきちんと網をかけられるかという確認作業を随分行ったというふうに記憶をしております。

実際に事例が発生した場合には、皆さんと議論をしてやっていくということを確認しております。

B委員

ありがとうございました。

先ほどの報告や委員の皆様からのご意見にありましたように、この実施基準を使わないでいられる状況が一番だと思います。ただ、必要な時にすぐこうした基準をもとに確認をしていくことが大事だと思いますので、私もこの機会に内容を確認しておこうと思っております。どうもありがとうございました。

委員長

特に港区ということで、ある意味で小回りがききますので、即時に検証を始められるものは、始めていきたいというふうに考えています。他にいかがでしょうか。よろしいですか。後でも今日の議論全般を通じて何かあれば伺いたいと思っておりますので、議事としては先に進めたいと思っております。

それでは報告事項の2番、「令和3年度の児童相談所の運営状況について」、事務局から説明をお願いします。

児童相談課長

児童相談課長です。資料4をご覧ください。

「令和3年度港区児童相談所の運営状況について」報告いたします。まず、項番1相談受付件数です。令和3年度の1年間で受け付けた相談件数はご覧の表の通りになっており、内容の多くは虐待で、879件となっています。ちなみに虐待のうちほぼ半数が心理的虐待ということになっています。虐待相談を受け付けた後の対応についてですが、児童相談所と子ども家庭支援センターを併設しているメリットを十分に生かし、新規のケースについては、すべて1日2回、スクリーニング会議を行い、その中でリスクを評価して、児童相談所なのか子ども家庭支援センターが対応するのかの振り分けを行いまして、各ケースについて迅速に適切な対応ができるように取り組んでいます。

次に、項番の2一時保護についてです。一時保護所の定員は12名です。1年間で96名の児童を保護いたしました。主訴の内容はこの表の通りとなっております。保護児童の年齢は、それぞれ、大体同じぐらいの数字ですが、若干小学校中学年、高学年や中学生あたりが多くなっています。保護所内では一人一人に合った生活が送れるように、保護所の職員はもちろん、すぐ隣にも児童相談所の事務所がございましたので、児童福祉司や児童心理司とも相談し合って、協力して環境を整えています。

例えば、現在、中学生や高校生は通学可能であれば、通学していますが、慣れるまでの最初の登校の付き添いを交代で担当をしたり、制服の着替えについて

も、通っている学校が周りに知られないように、保護所の中で、着替える場所を工夫したり相談しながら行っています。

項番3、ここからは、先ほどの里親・子どもの権利擁護部会の報告と少し重なる部分があるので、かいつまんでお話をします。

項番3、社会的擁護の施設等への措置になります。

こちらは表の通り、令和3年度末現在の措置児童数は41名になっております。

里親については部会の皆様からのご意見も出ていましたけれども、里親を支援していく方法や、新たな里親登録の促進というのは、今後も続けていく必要がありますので、現在行っている月2回の説明会を継続していくことや、パネル展などあらゆる手段を使って、児童相談所として工夫して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、項番4です。児童の権利擁護の取組については、ご覧の通りになっています。

先ほどのアドボケイトの話以外でも、一時保護所の児童の意見を聞く機会として意見箱の設置や子ども会議という場があります。

生活のルールや、例えばこんな本を置いて欲しいとか、要望はただ聞くだけではなくて、その後に大人会議を開き、職員でどのように対応するか検討し、回答を貼り出すなど日々の中で工夫しております。

報告は以上になります。

委員長

はい、ありがとうございました。

それではこの報告についてご質問で受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

統計的なことで一つ。まだ実際、区見相として活動して日が浅いのであまり積み重なってない部分もあると思うのですが、今のところで、一時保護所で最長の子どもは何日でしたか。

児童相談課長

最長のお子さんは約半年ほどでございます。

委員長

ありがとうございます。学齢児童ですか。

児童相談課長

そうです。

委員長

はい。

それと権利擁護ですけれど、一時保護でその後家庭に戻ることもあると思うのですが、在宅支援の中で子どもの権利擁護はどうお考えですか。

児童相談課長

第三者が話を聞くという仕組みはないですが、児童相談所の児童福祉司も継続的に支援しておりますし、地域の中で子ども家庭支援センターも入っていきます。

また有償のボランティアのみならずハートフレンド、地域の方も一緒に活動していく中で、そういったところの視点を持ってお子さんの発言を受け止める、いろいろな立場の人が情報交換をうまくしながら、しっかり行っていきたいと思っております。

委員長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
C委員	一時保護の児童の年齢が、小学校の中高学年が若干多っていうのは何か理由があるのでしょうか。
児童相談課長	現在5つの区が児童相談所を設置しているのですが、同じような傾向がございます。その理由について明確にはわかりかねます。
C委員	わかりました。ありがとうございます。
委員長	これから状況を把握していかなきゃいけない課題かもしれません。他にいかがでしょう。
A委員	他の自治体では、区見相の小規模の強みを活かして、特に高齢児童に関して登校支援を行おうとしているところがあると聞いています。港区としてそのあたりどのようにお考えですか。
児童相談課長	登校はしております。中学生、高校生を中心に。現在は、小学生のお子さんも登校しています。
A委員	それは素晴らしいですね。何か課題とか実際やられていて壁に当たったことはないでしょうか。
児童相談課長	学習の保障として、今まで通りに環境を整えられれば、というところがあるので、通学ができない場合でも、学校の先生と連絡をとりながら同じような内容の勉強をしたり、教材を提供いただいたりしています。 通学については1人として同じ状況のお子さんはいないので、様々な課題があります。例えば部活動等課外活動をどこまで認めようか、朝練があるけどやらせてあげた方がいいのか、運動会が近いからその練習はさせてあげようかなど、基本的には、できるだけ可能にするためにはどういう工夫をしたらいいのかという視点で話し合っていて決めています。
A委員	素晴らしいと思います。目から鱗ですね。当たり前のようにそういう運用がなされているっていうのは感動いたしました。
委員長	僕はそれに加えて、子どもの意見のフィードバックを貼り出されているのは、他の自治体にも例はあるのですが、なかなか先進的な取り組みですごいなと思いました。 他にいかがでしょう。いかがですか。大丈夫ですか。 それでは運営状況報告についてのご質問はここまでで、全般的な感想を伺っていきたいと思います。

武田委員	<p>武田委員は、今までもいろんなご経験をされていると思いますが、港区の児童福祉審議会、児童福祉全般の支援活動について、お気づきの点があればご指摘いただきたいと思います。</p> <p>はい。私も他の児童相談所の経験がございしますが、港区児童相談所の特徴として3点感じたところがあります。まずは、先ほどの、中高生、小学生も含めて登校するってことはすごく画期的な内容だと思います。遠方の見相から、住んでいるところの学校に通うってことは非常に難しいですので、やっぱり区に児童相談所があるっていう強みだと思います。</p> <p>あとアドボケイトの点と、それから、最初のスクリーニングのところ、児童相談所と区の子ども家庭支援センターと一緒にスクリーニングして、どちらが担当するかっていうところが、いっぺんに決定できるということは、なかなかできないと思います。その点について、どこの自治体もとても時間がかかって、改めて会議を設けなければいけないので、時間的に早くできるメリットがあると感じました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。岡尾委員、初めてでいらっしゃって、港区、乳児院があるのは一つの強みだと思います。</p> <p>乳児院も今、退所を支援されていたり、あるいは里親支援されていたりしますが、港区について何かご感想があれば、ご指摘いただきたいと思います。</p>
岡尾委員	<p>はい。乳児院は比較的港区から入ってくる方は少なく、その代わり今は里親とかショートステイの方で受け入れる方針でやっているのですが、里親の方については里親支援専門相談員がおりますけれども、なかなか一般の方に里親制度をお伝えする機会が少ないってこともあります。今、コロナ収束というところをみますと、10月のみなと区民まつりで里親制度のアピールもできれば、と考えていたのですが、5月6日で締め切りが終わってしまったので、乳児院としては、ちょっと別な形で里親支援の広報活動をさせていただきたいと今考えています。</p>
委員長	<p>他の委員の方で全般を見渡して、特徴や課題がおありになったら、ご発言いただきたいのですがいかがでしょう。</p> <p>事務局の方いきなり振って申し訳ないのですが、児童福祉法の改正が進んでおります。港区としてはどのような準備をされておりますか。</p>
相談援助担当課長	<p>児童福祉法改正いくつかポイントがございしますが一つに、一時保護の司法審査導入がございします。一時保護の判断は児童相談所だけでなく家庭裁判所の判断に基づいて保護するというような指針が出されました。</p> <p>これにつきましては、やはり実務的に一番大きなものと感じております。具体的な運用につきましては、これから、所内での議論をしたり、都内各見相、特別区見相と協議し足並みをそろえて、どういった基準で整理して、どういう問題、課題があるか、一時保護について支障をきたすようなことがないようにはいけないと議論しています。これからも進めていきたいと考えております。</p>

委員長	<p>ありがとうございます。実施時期、令和6年度というのがありますので、時間はあると思います。ぜひ、十分なお準備いただきたいと思います。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、予定していた議題は以上ということで事務連絡を事務局の方からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>皆様ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録につきまして、内容をご確認いただくため、後日各委員の皆様へ送付をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>それではご参集いただきましてありがとうございました。</p> <p>これにて令和4年の第1回港区児童福祉審議会を終了いたします。お疲れ様でした。</p>